

特別教育 産業用ロボット

一般社団法人
鳥取県産業環境協会
TEL0857-29-1154



「産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育」
「産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育」

教育の目的

産業用ロボットに教示等の作業や検査等の作業を実施させる場合は、
労働安全衛生法59条第3項

「事業者は、その作業に労働者をつかせるときは、
特別の教育を行わなければならない。」と定められています。

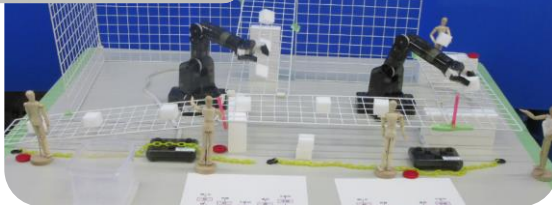


その作業を行う**全員**に**特別教育の実施**が**義務**とされています。

安全保護装置



操作しながら
仕組みや特徴を学ぶ。



こんな実験
するの?
ロボットって
こわ~い



講義時間に学んだ知識を全力投球し、
設備改善を行います!!

設備の安全化 改善実習

時間数	科目	内 容 (安全衛生特別教育規程 第18条,第19条)	講習時間
1 日 目	学科	1 産業用ロボットに関する知識(教示関連)	2時間
		2 産業ロボットの教示等の作業に関する知識	4時間
		3 関係法令 (教示等と検査等)	1時間
2 日 目	学科	1 産業用ロボットに関する知識(検査関連)	2時間
		2 産業ロボットの検査等の作業に関する知識	4時間
3 日 目	実技	1 産業用ロボットの操作の方法	1時間
		2 産業用ロボットの教示等の作業の方法	2時間
		3 産業用ロボットの検査等の作業の方法	3時間
教育時間合計 : 19時間			